

平成27年12月28日

「ファイバーポスト」の保険適用について（平成28年1月より）

日本歯科医師会 保険医療課

M002 支台築造（1歯につき） 2 その他 126点 ※平成28年度診療報酬改定 までの準用技術料	（支台築造の保険医療材料料（1歯につき）） 2 その他 ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した 本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 （1）大臼歯 イ ファイバーポストを用いた場合 27点 （2）小臼歯・前歯 イ ファイバーポストを用いた場合 15点 （ファイバーポスト）…1歯あたり2本を限度 1本につき 89点
--	---

＜大臼歯の場合＞

技術料	+	材料料（大臼歯）	+	ファイバーポスト		
126点	+	27点	+	89点×1本	=	242点
126点	+	27点	+	89点×2本	=	331点

＜小臼歯・前歯の場合＞

技術料	+	材料料（小臼歯・前歯）	+	ファイバーポスト		
126点	+	15点	+	89点×1本	=	230点
126点	+	15点	+	89点×2本	=	319点

※間接法により支台築造を行う場合、M002-2支台築造印象（1歯につき26点）を別途算定できる。

※ファイバーポストは1根管あたり1本を限度。大臼歯及び小臼歯に使用する場合は1歯あたり2本を限度として算定する。

※ファイバーポストを用いた支台築造の除去は、「I019 3根管ポストを有する鋳造体の除去 54点」により算定する。

平成28年1月時点では、「ジーシー ファイバーポスト」のみが対象となります。

診療報酬請求書への記載方法（留意事項通知抜粋）

(10) (略) その他の支台築造のうち、ファイバーポストを用いた場合は、診療報酬請求書の歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に、「ファイバーポスト」と表示し、部位毎にそれぞれ、部位、使用本数、合計点及び回数を記載する。なお、部位は「ファイバーポスト」の表示の前に記載すること。

<レセプト記載例>

麻酔	伝麻 42×	浸麻 30×	その他						
補診	100	維持管理 100×	330×	440×	印象 26×2	30×			
歯冠	前接C 796×	前C 636×	+ 30×	窩 60×	充形 126×				
補綴	前装 1491×	ニ 1232×	銀 1232×						
有床義歯	1~4歯 632×	床 270×	鑄造 14K 腕大 942×	腕大 648×	線 14K				
	5~8歯 763×	320×	腕小 810×	腕小 558×	腕小 810×				
	9~11歯 1055×	480×	腕大 792×	腕大 500×	腕大 792×				
	12~14歯 1477×	680×	腕小 658×	腕小 463×	腕小 658×				
	総義歯 2350×	1000×	腕前 556×	腕前 445×	腕前 556×				
その他	6) ファイバーポスト 2本 331×1, 7) ファイバーポスト 2本 331×1								

【例】
間接法で6) と 7) の大臼歯（ファイバーポスト2本）をそれぞれ治療した場合

復	14 K	883×	1118×	
欠損補綴	鑄造	パ大 952×	パ小 824×	裏装
	ニ	475×	銀 475×	
有床義歯	前装	1491×	ニ 12	
	1~4歯 632×	床 270×	鑄造 14K 腕大 942×	
	5~8歯 763×	320×	腕小 810×	
	9~11歯 1055×	480×	腕大 792×	
	12~14歯 1477×	680×	腕小 658×	
総義歯 2350×	1000×	腕前 556×		
その他	3) ファイバーポスト 1本 230×1 7) ファイバーポスト 2本 331×1			

【例】
直接法で前歯（ファイバーポスト1本）と大臼歯（ファイバーポスト2本）を治療した場合